

地理的表示に関する表示基準を定める件
の一部改正について

平成 17 年 8 月 31 日
国税審議会酒類分科会

地理的表示に関する表示基準を定める件の一部改正について

当分科会は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 8 の規定に基づき、平成 17 年 6 月 9 日付課酒 2-14 をもって国税庁長官から国税審議会に諮問のあった「地理的表示に関する表示基準を定める件の一部改正」について、平成 17 年 6 月 23 日以来、清酒の需要振興として地理的表示を活用した地域ブランドの確立の必要性を踏まえ、慎重に調査、審議した結果、消費者の商品選択に資する等の観点から、別紙のとおり改正することが適当であるとの結論に至ったので報告する。

平成 17 年 8 月 31 日

国税審議会酒類分科会

分科会長	小林 逸太	(東海大学政治経済学部教授)
分科会長代理	小川 是	(株式会社横浜銀行顧問)
委員	飯村 穰	(山梨大学大学院医学工学総合研究部教授)
〃	潮田 道夫	(毎日新聞社論説委員)
〃	金子 ひろみ	(管理栄養士)
〃	神津 十月	(作家)
〃	田嶋 尚子	(東京慈恵会医科大学内科学講座主任教授)
〃	辰馬 章夫	(日本酒造組合中央会会長)
〃	水野 忠恒	(国立大学法人一橋大学大学院法学研究科教授)

「地理的表示に関する表示基準」改正案

- 1 地理的表示の保護の対象となる酒類に、清酒を追加する。(第1項第4号)
- 2 国税庁長官が指定する清酒の産地を表示する地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とする清酒について使用してはならないことを追加する。(第2項第2号)
- 3 清酒の真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても、国税庁長官が指定する清酒の産地を表示する地理的表示について、当該産地以外の地域を産地とする清酒について使用してはならないことを追加する。(第2項第3号)
- 4 その他所要の規定の整備を行う。